

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和6年5月9日

奈良県教育委員会事務局 教育次長 安田 太津子

第1 競争入札に付する事項

1 入札物件

奈良県南部・東部読解力向上プロジェクトにおける電子書籍閲覧サービスの借入れ

2 入札物件の数量及び内容

別紙仕様書(以下、「仕様書」といいます。)」のとおりに

3 借入期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

4 納入場所

「仕様書」電子書籍アカウント提供先及びアカウント数のとおりに

5 その他

入札物件の詳細は、「仕様書」の記載のとおりに

第2 入札方法

1 入札者は、入札書を別途指定する場所及び日時までに提出してください。

2 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q7の「その他サービス」に登録をしている者であること。

3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

4 契約締結日から過去2年以内の日付で国又は地方公共団体と、県が同種同規模と認める契約を締結しており、かつ履行が完了している実績が2件以上あること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の3で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請書とともに、入札説明書3で示す書類を奈良県立教育研究所教育企画部研究推進係(第6で示す場所)に提出しなければなりません。

第5 入札日程及び入開札の場所

1 入札説明書等の交付

令和6年5月9日（木曜日）

※第6で示す場所における交付又は、第6で示すWebページからダウンロード

2 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

3 競争入札参加資格確認申請

令和6年5月20日（月曜日） 午後5時まで

4 入札書の提出（郵送の場合）

令和6年5月30日（木曜日） 午前10時まで

5 開札

令和6年5月30日（木曜日） 午前11時から

6 入開札の場所

奈良県立教育研究所 1階会議室

7 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問合せ先

入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項等を示す場所

〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1

奈良県立教育研究所 教育企画部 研究推進係

電話番号（直通） 0744-33-8903

E-mail:manabi-mirai@e-net.nara.jp

奈良県立教育研究所Webページ: <https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/27,0,105,html>

第7 契約に係る損害賠償

1 発注者が第8の4の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、奈良県に帰属するものとします。

2 上記1の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。

第8 その他

1 入札保証金

奈良県契約規則第4条によります。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反した入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6にお問い合わせください。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。